障がい者福祉課 からのお知らせ

問障がい者福祉課☎27-7331ໝ27 吉田・大滝・荒川総合支所市民福祉課 吉田☎72-6082 大滝☎55-荒川☎54-2116 -7336-0865

障がい者のための

ては、すでに受給されている方 ①~⑤の手当、医療費につい 療費 •

申請の必要はありません。 コ 内 年度比

①特別児童扶養手当 障がい (※) がある20歳未満の子 ※手当額のカッ 金額です。 精神または身体に一定 は 昨 \mathcal{O}

どもを育てている方

※同居の家族に一定以上の所得が ※特別児童扶養手当認定診断書に られた方(おおむね身体障害者 より一定の障がいがあると認め A、Bをお持ちの方)。 手帳1級~3級、療育手帳(A)、

※対象児童が児童福祉施設等に入 円 (+300円)、2級 手当額 1級 月額52,500 所している場合は受け取れません。 ある場合は支給停止になります。 970円 (+200円) 月額

・国民年金法1級程度の障がいが在宅で生活している20歳以上の方

次のいずれかに該当する

2つ以上ある方

②在宅重度心身障害者手当 Ⅰ・Ⅱのいずれかに該当

する方 一在宅で生活している市・県民税 非課税の方で、 級・2級、 療育手帳A·A 身体障害者手帳

内部障がいおよびその他疾患で

おいて常時特別な介護が必要な方

する方で、身体障害者手帳1級2歳未満で医療的ケアを必要と または2級と療育手帳 のまたは Aを重複してお持ちの方 いずれかをお持ちの 他

その他 手当を受けていても対象 月額5,000円

・他の手当を受けている方(Ⅱ以外) 社会福祉施設に入所している方 65歳以上で新たに手帳を取得した方 次の方は受けられません。

③障害児福祉手当

※本人または扶養義務者に一定以 介護が必要な20歳未満の方 間支給停止になります。 上の所得がある場合は、 **象** 障がいがあるため、 定期 常時

手当額

その他次の方は受けられません。 ・社会福祉施設等に入所している方 障害基礎年金を受けている方 月額14,880円 (+90円)

④特別障害者手当

肢体不自由で、国民年金法1級 級程度の障がいが2つ以上ある方 国民年金法1級程度の障 程度の障がいがあり、日常生活 1つあり、さらに国民年金法2 がいが

神障害者保健福祉手帳 1 0

手当額

間支給停止になります。

上の所得がある場合は、

その他

⑤重度心身障害者医療費

※自動車等燃料費給付金を受給し

の病院等に通院している方も対象)

荒川地区在住の場合、

秩父地区

通院している方(吉田・大滝 っている方で、市外の病院等に 慢性腎不全のため人工透析を行

の病院等に通院している方 お持ちで難病の治療のため市外 疾病医療受給者証のいずれかを

・身体障害者手帳1級~3級をお 診した際の医療費の一部を助成します。 医療保険を使って病院・薬局等を受 象 次のいずれかに該当する方

給付額

利用している方は対象外です。 ている方、生活サポート事業を

精神障害者保険福祉手帳1級を 療育手帳(魚、A、Bをお持ちの方 持ちの方

65歳以上で高齢者の医療の確保 受けた方 に関する法律の お持ちの方 「障害認定」を

日(月)

※65歳以上で新たに手帳を取得し ※平成30年12月までに受給者証の ※本人に一定以上の所得がある場合 件を満たす方を含む)は対象外 た方(更新により新たに該当要 は、一定期間支給停止になります。 令和4年10月から適用します。 交付を受けている方については

あり、絶対安静の方 国民年金法1級程度の障がいが

※本人または扶養義務者に 精神障がい(知的障がいを含む いがあり、日常生活において常 時特別な介護が必要な方 で、国民年金法1級程度の障が 定以

対

次のいずれかに該当する方

特定疾患医療受給者証、

指定難

病医療受給者証、

小児慢性特定

病院または診療所に継続して3 社会福祉施設等に入所している方 月額27,350円(+150円) カ月を超えて入院している方 次の方は受けられません。

合】運賃の2分の1の額、【自家【電車またはバスを利用した場

請求締切 る距離1㎞あたり4円 用車を利用した場合】通院にか [8月~11月分] [12月~3月] 【4月~7月分】 12 8 月月 10 11 日日 令和3年 4 (火) (木) 月 12

持ち物 課または吉田・大滝・荒川総合支 名義・番号がわかるもの、 特定疾病療養受療証、 財書類を持参の上、障がい者福 できるもの、給付金振込先口座 行の領収書などの通院記録を証 各種医療受給者証 医療機関発 皿または 印鑑 明

交難通病 費 患者 給 付 通 金院

[民有林森林整備事業補助金] 制度が始まります

林業の成長産業化と森林資源の 適切な管理の両立を図るため、令 和元年4月1日から新たな森林経営管理制度ならびに 森林環境譲与税制度が施行されました。

この制度の仕組みは、次の通りです。

- ①森林所有者に適切な森林管理の青務を明確化する。
- ②森林所有者自ら管理できない場合、その森林を市町 村に委託する。
- ③市町村は意欲と能力のある林業経営者に経営を再委 託する。
- ④経済ベースで経営が困難な森林は市町村が公的に管 理を行う。

この仕組みに基づき、市では昨年度から9年間の計 画で森林所有者の意向調査を開始しています。

このたび、森林環境譲与税を財源として、**自ら森林** を管理されている森林所有者、自伐型林業者などを対 象に、森林整備の経費の一部を助成する制度を4月1 日から開始しました。

対象場所 面積 O. 1 ha以上 5 ha未満の市内の人工林

対象作業 ①境界測量②間伐③森林作業道

助成額 ①1 ha当たり3万円、②1 ha当たり6万円、

③1 m 当たり千円 (1 ha 当たり80 m を上限とする) 助成制度には、各種要件があります。 詳しくは、お問合せください。

問森づくり課☎22-2369

い動同対 ⑤精神障害者保健福祉 ①身体障害者手帳1級~3 ずれ)身体障害者手帳 療育手帳魚、 持ちの 持ちの視覚障がい者と同居し同 車 居 お持ちの方 的 等 か ずを自ら運転していっかつ同一生計の親族形 障がいる 移動支援を行 かに該当する方 同市 移動支援を行っ 内 在住 Bをお持ちの方 1 って |居し同 Bをお 級 本人または 3 る、 所 ている方 有の 持ちの 、る方 を 次 0) 自

課 付許 **%** 座 3年2月)】令和3年3月 証 た紹月 または吉田 0 証 月 20 カ月 患者 父市 名 明 10 l 7 パ申請の方は、 際力から発生します 金 義 書 自動車検査証または 日 いる方は対象外です 通院交通費 の受給資格は、 各種障害者手帳、 (木) 前 0) 福 対象限 イク50です。 角 印 【後期分 期分(3月 が分かるも 給付金 度量 《給付金 9 載 荒川 が 振 5 1) 月 10 総合支 込先! 0 5 8 自 券 日 動 (水) 難

1 化につき50円 標識交 並を受給 定され 令和 車

手話とは・

手話は手指や体の動き、表情などを使って、思いや考えなどを 視覚的に表現する日本語などと同じ言語です。

ろう者がコミュニケーションをとったり、知識を蓄え文化を作 り出したりするための言葉として、大切に育まれてきました。

解説動画はこちら!



「手話」



「よろしく お願いします」



在

-費給付金

今月からいろいろなことばを手話 でやってみます!

※上のQRコードを読み込むと動 画で手話を見られます。

「手話」







両手の人差し指を向かい合わせにして上下に置き垂直に 交互に回します。

「よろしくお願いします」







鼻先に置いた拳を少し前に出し、手を開き斜めに構え、 手を前に出しながら軽く頭を下げます。

民

福

一、大滝